

「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針	長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針
1～5 略	1～5 略
6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1) 略 (2) 略 <u>(3) 戸建住宅等（延べ面積 200 m²未満かつ階数 3 以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u> <u>(4)</u> 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）の施行（平成 23 年 10 月 20 日）の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、5（2）、（3）、（6）、（7）、（8）及び（9）の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。	6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1) 略 (2) 略 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）の施行（平成 23 年 10 月 20 日）の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、5（2）、（3）、（6）、（7）、（8）及び（9）の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。
7 略	7 略
8 有料老人ホーム事業の運営 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 個人情報の取り扱い (2) の名簿及び (3) の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（<u>個人情報保護委員会</u>・厚生労働省）」を遵守すること。	8 有料老人ホーム事業の運営 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 個人情報の取り扱い (2) の名簿及び (3) の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日厚生労働省）」を遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

ハ 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 医療機関等との連携

イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

ロ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

ハ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

ニ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状

(5) 業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

ハ 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 医療機関等との連携

イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

ホ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。

ハ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。

ト 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。

チ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。

リ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

(10) 略

(11) 略

9 サービス等

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ 略

ロ 略

ハ 略

ニ 略

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に

ロ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。

ハ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。

ニ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。

ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。

ヘ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

(10) 略

(11) 略

9 サービス等

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ 略

ロ 略

ハ 略

ニ 略

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

へ その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

(5) 略

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

(7) 略

10～13 略

14 電磁的記録等

(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1 略

2 本指針の施行日から設置及び運営されている有料老人ホームについては、本指針に適合するための措置をとること。

附 則

へ その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

(5) 略

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 略

10～13 略

14 電磁的記録等

(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1 略

2 本指針の施行日から設置及び運営されている有料老人ホームについては、本指針に適合するための措置をとること。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。ただし、9（1）（エ）の規定については平成18年7月1日から適用することとし、別表及び別紙様式については平成18年9月30日までの間は従前の例によることができるものとする。

附 則

この指針は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年7月1日から施行する。

この指針は、平成18年4月1日から施行する。ただし、9（1）（エ）の規定については平成18年7月1日から適用することとし、別表及び別紙様式については平成18年9月30日までの間は従前の例によることができるものとする。

附 則

この指針は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月1日から施行する。

有料老人ホーム重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

※サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について（令和4年8月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙3の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

4. サービス等の内容

（介護サービスの内容）※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービス体制の有無	入居継続支援加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
※「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	夜間看護体制加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受入加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	口腔衛生管理体制加算（※）	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	退院・退所時連携加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	退去時情報提供加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	2	なし
		(Ⅳ)	1	あり	2	なし
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	2	なし
		(Ⅳ)	1	あり	2	なし

有料老人ホーム重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

※サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

4. サービス等の内容

（介護サービスの内容）※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護 の加算の対象となるサー ビス体制の有無	入居継続支援加算	1	あり	2	なし	
	生活機能向上連携加算	1	あり	2	なし	
	個別機能訓練加算	1	あり	2	なし	
	夜間看護体制加算	1	あり	2	なし	
	若年性認知症入居者受入加算	1	あり	2	なし	
	医療機関連携加算	1	あり	2	なし	
	口腔衛生管理体制加算	1	あり	2	なし	
	栄養スクリーニング加算	1	あり	2	なし	
	退院・退所時連携加算	1	あり	2	なし	
	看取り介護加算	1	あり	2	なし	
	認知症専門ケ ア加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ) イ	1	あり	2	なし
		(Ⅰ) ロ	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	2	なし
		介護職員処遇 改善加算	(Ⅰ)	1	あり	2
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	2	なし
		(Ⅳ)	1	あり	2	なし
(Ⅴ)		1	あり	2	なし	
介護職員等特 定処遇改善加 算		(Ⅰ)	1	あり	2	なし
	(Ⅱ)	1	あり	2	なし	
人員配置が手厚い介護サ ービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率)			
	2	なし	： 1			

（医療連携の内容）

		(V)(1)	1	あり	2	なし
		(V)(2)	1	あり	2	なし
		(V)(3)	1	あり	2	なし
		(V)(4)	1	あり	2	なし
		(V)(5)	1	あり	2	なし
		(V)(6)	1	あり	2	なし
		(V)(7)	1	あり	2	なし
		(V)(8)	1	あり	2	なし
		(V)(9)	1	あり	2	なし
		(V)(10)	1	あり	2	なし
		(V)(11)	1	あり	2	なし
		(V)(12)	1	あり	2	なし
		(V)(13)	1	あり	2	なし
		(V)(14)	1	あり	2	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率)			
	2	なし	: 1			

(医療連携の内容)

医療支援		1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ()				
※複数選択可						
協力医療機関	1	名称				
		住所				
		診療科目				
		協力科目				
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり	2 なし
	2	名称				
		住所				
		診療科目				
		協力科目				
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり	2 なし
	3	名称				
		住所				
		診療科目				
		協力科目				
		協力内容	診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1	あり	2 なし

医療支援		1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他（ ）	
※複数選択可			
協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関	名称		
	住所		
	協力内容		

5. 職員体制

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜間帯の設定時間 (時～ 時)		平均人数		最少時人数 (休憩者等を除く)	
看護職員			人		人
介護職員			人		人

		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり	2	なし	
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1	あり	2	なし	
		4	名称					
		住所						
		診療科目						
		協力科目						
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり	2	なし	
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1	あり	2	なし	
		5	名称					
		住所						
	診療科目							
	協力科目							
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり	2	なし	
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1	あり	2	なし	
新興感染症発生時に連携する医療機関	1	あり						
		医療機関の名称						
		医療機関の住所						
	2	なし						
協力歯科医療機関	1	名称						
		住所						
		協力内容						
	2	名称						
		住所						
		協力内容						

5. 職員体制

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜間帯の設定時間 (時 分 ~ 時 分)	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	人	人

別添 2 有科老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護 (地域密着型・介護予防を含む) の指定の有無	実施するサービス (利用者一部負担 ※1)	個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)	備 考		
			包含※2	都度※2	料金※3
介護サービス	食事介助	なし	あり	あり	
	排泄介助・おむつ交換	なし	あり	あり	
	おむつ代	なし	なし	あり	
	入浴 (一般浴) 介助・清拭	なし	あり	あり	
	特殊介助	なし	あり	あり	
	身辺介助 (移動・着替え等)	なし	あり	あり	
	機能訓練	なし	なし	あり	
	通院介助	なし	あり	あり	※付添いのできる範囲を明確化すること
	生活サービス	なし	あり	あり	
	居室清掃	なし	あり	あり	
生活サービス	リネン交換	なし	あり	あり	
	日常の洗濯	なし	あり	あり	
	居室配膳・下膳	なし	あり	あり	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	あり	
	おやつ	なし	あり	あり	
	理美容師による理美容サービス	なし	あり	あり	
	買い物代行	なし	あり	あり	※利用のできる範囲を明確化すること
	役所手続き代行	なし	あり	あり	
	金銭・貯金管理	なし	あり	あり	
	健康・管理サービス	なし	あり	あり	
健康・管理サービス	定期健康診断	なし	あり	あり	※回数 (年〇回など) を明記すること
	健康相談	なし	あり	あり	
	生活指導・栄養指導	なし	あり	あり	
	服薬支援	なし	あり	あり	
	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし	あり	あり	
	入退院時・入院中のサービス	なし	あり	あり	
	入退院時の同行	なし	あり	あり	※付添いのできる範囲を明確化すること
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	あり	
	入院中の見舞い訪問	なし	あり	あり	
	入居者の見舞い	なし	あり	あり	

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる (1割又は2割の利用者負担)。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービスの費用に包含される場合と、サービスの利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に「○」を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり
	特定施設入居者生活介護費 で、実施するサービス (利用者一部負担 ※1)		個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)			備	考
			包含※2	都度※2	料金※3		
介護サービス							
食事介助	なし	あり	なし	あり			
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり			
おむつ代			なし	あり			
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり			
特浴介助	なし	あり	なし	あり			
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり			
機能訓練	なし	あり	なし	あり			
通院介助	なし	あり	なし	あり			※付添いができる範囲を明確化すること
口腔衛生管理	なし	あり	なし	あり			
生活サービス							
居室清掃	なし	あり	なし	あり			
リネン交換	なし	あり	なし	あり			
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり			
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり			
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり			
おやつ			なし	あり			
理美容師による理美容サービス			なし	あり			
買い物代行	なし	あり	なし	あり			※利用できる範囲を明確化すること
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり			
金銭・貯金管理			なし	あり			
健康管理サービス							
定期健康診断			なし	あり			※回数（年〇回など）を明記すること
健康相談	なし	あり	なし	あり			
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり			
服薬支援	なし	あり	なし	あり			
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり			
入退院時・入院中のサービス							
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり			※付添いができる範囲を明確化すること
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり			
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり			

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割～3割の利用者負担）。
※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に「○」を記入する。
※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。